２０２１年７月３０日

高齢期要求全都共同行動･今年の取り組み（案４）

Ⅰ　取り組む意味

　１　福祉がどんどん削られてきた上に、コロナウイルス禍のあおりをうけて、高齢者のいのちと暮らしが危機にさらされています。自治体への要請、自治体との話し合いは、高齢者の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を守り拡大する取り組みです。

　　　特に今年は、コロナウイルスの問題で地域の切実な要求の実現をめざして取り組むことが求められています。

２　高齢者の暮らしから出てくる切実な要求を実現することは、高齢期運動の基本です。自治体要求の取り組みは、その重要な一環です。みんなの要望をまとめて自治体に要請することは憲法によって保障されている権利です。

独自の話し合いを設定することにより、高齢期に問題を絞って時間をかけて自治体の担当者と話し合うことができます。「総行動」「大運動」などに高齢期の要求を含んでいる場合も、できるだけ独自の話し合いをもちましょう。

　３　私たちは主権者として国を治め自治体を運営する権利をもっています。首相や知事や市長の権限も、すべてその委任によるものです。知る権利は主権の大切な一部です。

高齢者の状況と自治体の施策の資料を全地域で自治体から得ることができれば、全都の状況を分析する貴重な資料になります。集まったアンケートは冊子にまとめて地域に返し、各自治体にも提供、ホームページにも公開します。これは他の地域でどのような施策が実現しているかを知る資料になり、地域の運動を進める力にもなります。

　４　自分たちの生活の実態を出し合い、地域の高齢者のくらしの現実をもとに行政と話し合うことを大切にしましょう。年1回の要請だけでなく自治体の担当者をよく訪問し話し合う関係作りや、行政の協議会などへの参加も重視しましょう。

Ⅱ　実行委員会の体制

１　運動全体の名称は、「高齢期要求全都共同行動」です。

２　東京段階の団体名は「高齢期要求全都共同行動実行委員会」です。

　３　各地域では、地域の実態に合わせた仕組みで自治体への要請をします。

４　東京段階の実行委員会代表委員は、東京高齢期運動連絡会・全日本年金者組合東京都本部・全日本建設交運一般労働組合東京都本部・三多摩高齢期運動連絡会　から出しています。

　　今年の代表は意思統一集会で確認します。

　５　事務局は、年金者組合東京都本部におきます。豊島区南大塚３-４３-１３スミヨシビル３階　ＴＥＬ　０３－３９８６－８５６６・ＦＡＸ　０３－３９８６－８５６７

　自治体要求運動の資料の集約に使う独自のメールアドレスを作ります。

　アドレスは（　koureisha.youkyuu@gmail.com　）

Ⅲ　取り組みの進め方

１　運動についての全都的相談

　（１）昨年度の自治体アンケートまとめ冊子(２分冊)を各地域に２部配布します。

　　（２）高齢期要求全都共同行動の取り組みについて、２３区と三多摩で各地域、各団体の代表が集まって意思統一集会を行います。東京高連の担当者が各地域と連絡をとります。三多摩では、三多摩連絡会が各地域と連絡をとります。

　　　＊　２３区意思統一集会（　７月３０日１４:００　豊島区東部区民事務所　）

　　　＊　三多摩意思統一集会（　　月　　日　　　　　　　　　　 　　　　　　）

　　２　取り組みの進め方

　　　　自治体への私たちの要求運動・交渉・話し合いは、行政当局に、住民の暮らしの実態を示して改善を求めるものです。以下に取り組みの進め方を提案します。

　　１）各地域で独自の要請書づくり

　　　（１）地域で相談し、要求を集約して、独自の要請書をつくることを基本にします。そのために可能な限り地域内の各団体がアンケート調査（まず団体構成員から）を行い、生活実態をつかみ、地域で地域内の各団体の結果を集約しましょう。

　　　　・　高齢者はいろいろな悩み、問題を抱えています。

　　　　　　　①　一人暮らしの人がかかえている悩み・問題

　　　　　　　②　老々世帯の悩み・問題

　　　　　　　③　介護家族のかかえている悩み・問題

　　　　　　　④　低収入の人がかかえている悩み・問題

　　　　　　　⑤　足腰が悪い人がかかえている悩み・問題

　　　　　　　⑥　持病のある人がかかえている悩み・問題

　　　　　　　⑦　介護制度を利用している人がかかえている悩み・問題

　　　　　　　⑧　住まいについての悩み・問題

　　　　・　可能な限りアンケートや、調査用紙を用意した聞き取りを行って、みんなのかかえている悩み・問題を把握しましょう。

　　　　　　調査する項目は、

　　　　　　　①　性別　　②　年齢　　③　家族構成　　④　年収　　⑤　健康状態

　　　　　　　⑥　生活上・健康上の抱えている問題、要求など相談して設定しましょう。

　　　　　　　　　（　医療の問題、介護の問題、コロナに関する問題、地域の足の確保、難聴対策・補聴器助成の要求など、かかえているさまざまな要求を出しあいましょう）

　　　（２）各団体は、各地域の自治体要求に取り入れてもらいたい重点的な要求をまとめましょう。（７月半ばをめど）に東京高連に集中して下さい。まとめて各地域に要請します。

　　　（３）各地域では、地域の高齢者の状況と要求の集約を基本に自治体への要請書を作りましょう。全面的な内容にならなくても要求の集約に基づいた要請になることを大切にしましょう。

　　　（４）ぜひ就労の要求も入れて下さい。就労に関する要求は、長年建交労がまとめて共同行動にのせてきました。要請書を作成するとき就労に関する要求の内容をぜひ入れて下さい。（建交労の作成した要請内容案を添付します）地域に建交労の組織がない場合は、建交労都本部と連絡を取り、調整していただければ幸いです。また、自治体との話し合いの日が決まったら、建交労に連絡して下さい。建交労からも話し合いに参加します。

　　　（５）本来自治体の来年度予算委反映させることを考えると、早い時期に自治体に要請を出す必要がありますが、今年については、要請の提出が秋以降になっても、地域の人たちの要求をよくあつめて、よく検討して要請をまとめることをたいせつにしましょう。

　　２）要請書の提出

　　　（１）【基本】要請書の提出者名は、地域の団体たとえば　○○高齢期運動連絡会で行います。または、地域で取り組みに参加する団体、たとえば年金者組合の支部、医療生協、地域労連、生活と健康を守る会等の連名で行います。

　　　（２）【地域の事情によっては】地域で取り組む団体の事情、自治体との関係などによっては、高齢期要求全都共同行動実行委員会名を使っても結構です。また、共同で行う体制をとることができなかった場合も、今年は年金者組合の支部など１団体の名前ででも要請書を提出しましょう。

　　３）総行動・大運動などで高齢者要求に取り組んでいる地域

（１）東京の事務局や三多摩連絡会と地域でよく相談して、地域の事情に合う形で、全都共同行動の一環として位置づけるなど、適切な方法を考え調整しましょう。

　　　（２）高齢者の要求について、時間をかけて自治体担当者と話し合えるような場の設定をめざしましょう。

　　　（３）提出した要請内容と、自治体の回答を事務局に送って下さい。

　　４）文書回答の追求

　　　　　要請書への文書回答を受けることをめざしましょう。

　　５）話し合いの設定

　　　　　　自治体との話し合いの場を設定し、みんなで参加して、生活の実態を伝え、生の要求を伝えることを重視しましょう。

　　６）行政データ問合せ（自治体アンケート）

　　　　　　自治体に全都共通の内容で行政データの問合せ（自治体アンケート）を行います。

　自治体への行政データ問合せ（自治体アンケート）は、実行委員会名で作成しますので、自治体に提出し記入してもらって下さい。今年度は、ぜひ全自治体からデータをとりたいと思います。地域で独自に質問項目を作成する場合も、全都共通の内容は入れるようにして下さい。

　なお、調査内容については、今年度若干の手直しを行いました。来年度に向けて全面的に調査内容の改訂を行う予定です。

　　７）東京の実行委員会への集中

　　　（Ａ）自治体に提出した要請書と自治体からの回答のコピーを事務局に送って下さい。

　　　（Ｂ）記入してもらった行政データ問いあわせ（自治体アンケート）のコピーを事務局に送って下さい。

９）日常的な自治体との関係作り

　　　　　自治体は、高齢者の福祉について多くの仕事に取り組んでいます。年1回の要請だけでなく自治体の担当者をよく訪問し話し合う関係をぜひつくりましょう。

行政の協議会などへの参加も重視しましょう。

３　中間交流集会

各地域の自治体への取り組みを交流する中間交流集会を開きます。日程が決まり次第ご連絡します。ぜひご参加下さい。

　４　結果を運動に活かしましょう

要請行動の結果と行政データ問合せ（自治体アンケート）を地域の運動にいかしましょう。

■意思統一集会で次の資料を配ります。参加されなかった地域には郵送します。

①　昨年度自治体アンケートのまとめ２分冊各２部

（１部は自治体にお渡し下さい）

②　共同行動（対自治体）の説明　（本文書）

③　団体からの要求（本文書末尾に掲載）

④　行政データ問合せ用紙（自治体アンケート）・申し入れ書

　　■資料は、

東京高齢期運動連絡会のサイトから取ることもできます。

＊必要な場合は、事務局　にご連絡いただけますれば

Ｅメールでお送りすることもできます。

　　■自治体との話し合いの日が決まったら、

　　＊建交労東京都本部にもぜひご連絡ください。

Ｅメール　acn94260@par.odn.ne.jp　ＴＥＬ　０３－３８２０－８６４４

　　※事務局　年金者組合東京都本部。豊島区南大塚３-４３-１３スミヨシビル３階

　　　ＴＥＬ　０３－３９８６－８５６６　・　ＦＡＸ　０３－３９８６－８５６７

　　　Ｅメールアドレス（　koureisha.youkyuu@gmail.com　）

　　　自治体要請の資料、行政データ問合せ（自治体アンケート）の回答などは、このアドレスに送ってください。

＜建交労からの要請内容案＞

２０２１年　月　日

　区市　　殿

　　　　　　　高年齢者等の就労促進に関する要請書（案）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　全日本建設交運一般労働組合東京都本部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　執行委員長　松田　隆浩

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　同事業団高齢者部会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　部会長　赤羽目　寛

貴区におかれましては就労困難者、高年齢者の雇用、就労改善、コロナ問題で失業、雇用の課題はますます重要になってきています。生活困窮者自立支援法の施行に伴い生活に困窮する高齢者の就労対策も喫緊に課題となっています。私たち建交労は長きにわたって生活の為に働きたい高齢者の施策の充実を求めて運動を進めてまいりました。つきましては下記の内容の要請を行います。真摯にご検討くださいますようお願いいたします。真摯にご検討くださいますようお願いいたします。

記

１　公園清掃維持管理の仕事を行う中で、コロナ感染防止などにはマスク着用、三密を控える行動等細心の注意を払い就労していますが、万が一、職場内で感染者が発生した場合の対応マニュアルなどありましたらお知らせください。

２、高年齢者雇用安定法５条３６条の援助・育成団体に含まれる、東京高齢者就労事業団協議会（以下事業団協議会）の構成団体である、ＮＰＯ東京高齢者事業団、城南クリエーション、北斗企業組合、労協センター事業団などに対し下記具体的援助、育成を行ってください。

（１）年金だけは生活できない高齢者、高齢の生活困窮者の受け皿となっている当該団体へ公園清掃、除草等維持管理の仕事及び高齢者に適した軽易な仕事の調査を行い、提供されるようお願いします。

（２）地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の改正交付に伴って、シルバー人材センターに「準ずる団体」を活用し優先発注できるようにしてください。

（３）貴区の広報へ働きたい高齢者の紹介として事業団協議会の掲載またはパンフの配布等検討お願いします。

３　生活困窮者自立支援法にもとづく認定就労訓練事業の認定団体に対し役務提供の委託事業に関し随意契約で仕事の提供を出来るよう規定の改訂をお願いします。

４　東京都が２０１９月に制定した「ソーシャルファーム条例」に関し東京都が認定した区内団体に対し、無年金，低年金の高齢者も就労困難者と認めるよう要請してください。

５、公園等の清掃・除草等維持管理委託については競争入札による競争激化により公共工事設計労務単価はこの数年間で大幅に値上がりしているにもかかわらず、そこで働く労働者に反映されておりません、積算基準に基づき適正な賃金が支払われるように公契約条例の制定等行い改善してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　上